

経営事項審査における猶予の特例に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査における猶予の特例に係る取扱いについては次のとおりとします。

○猶予の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であること。

※「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいいます。

○経営事項審査については、建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないところ、令和2年5月29日に建設業法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間は、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとなりました。

このことから、直近の決算日が令和2年1月～5月で、今後経審を受審される方については、令和2年11月までの間で受審するようにしてください。

（直近の決算日が令和2年6月の方は、従来どおり令和2年11月までに受審するようにしてください。）

※令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、令和3年2月1日に間に合うよう余裕をもって経営事項審査の受審をする必要があることにご注意ください。

※令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度の経営事項審査を受審することは可能であり、その評点は当然有効なものとして取り扱われます。

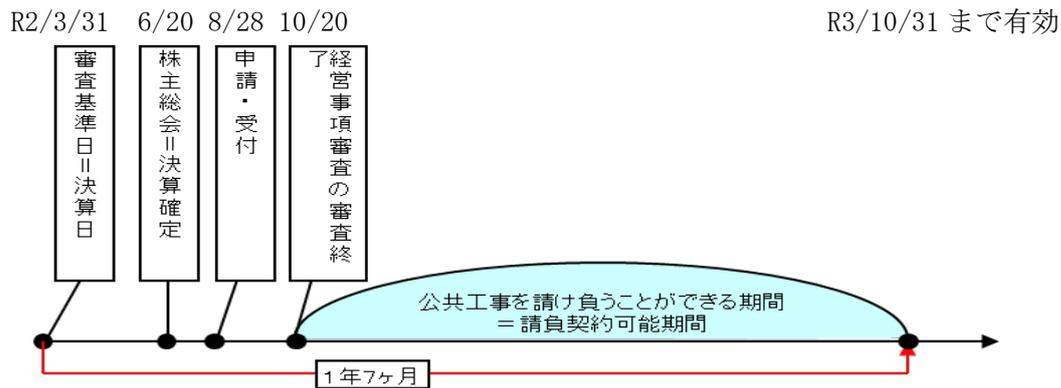
※経営事項審査においては、未確定の決算では受審できませんので、ご注意ください。

・今後の経営事項審査の受審スケジュールの例

（例1）審査基準日＝決算日が3/31の場合（通常）

6月の株主総会（＝決算確定）を経て、経営事項審査を8月に受審⇒審査終了（結果通知書の発行）は10月20日となる。

※経営事項審査の有効期間（通常スケジュールの例）



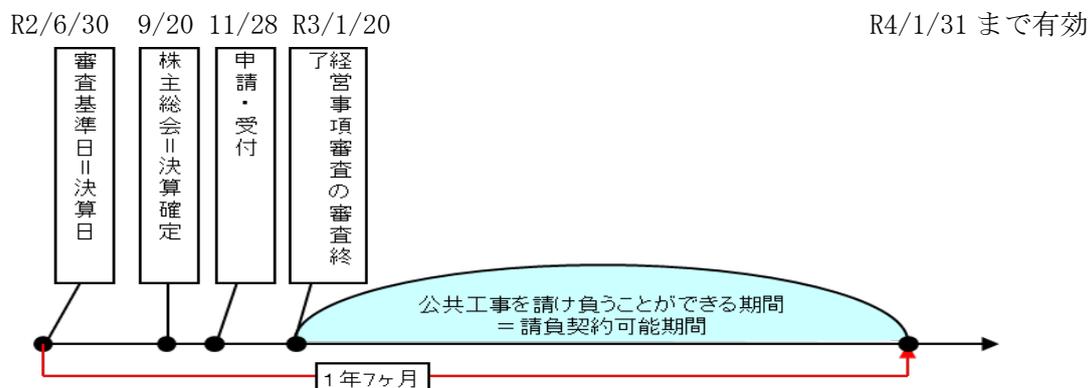
（例 2）審査基準日＝決算日が 3 / 3 1 の場合（特例適用）

決算の確定時期が遅れたことにより、経営事項審査を 1 1 月に受審⇒審査終了（結果通知書の発行）は令和 3 年 1 月 2 0 日となり、経審切れはおこさない。

（例 3）審査基準日＝決算日が 6 / 3 0 の場合（通常受審）

経営事項審査を 1 1 月に受審⇒審査終了（結果通知書の発行）は令和 3 年 1 月 2 0 日となり、経審切れはおこさない。

※経営事項審査の有効期間（令和 2 年 6 月決算の例）



（例 4）審査基準日＝決算日が 6 / 3 0 の場合（特例適用外）

決算の確定時期が遅れたことにより、経営事項審査を 1 2 月に受審⇒審査終了（結果通知書の発行）は 2 月 2 0 日となり、特例の適用期間外となるため、経審切れをおこしてしまう。

上記の（例 2）の場合は、特例の適用期間内により経審切れはおこさないが、（例 4）の場合は特例の適用期間外となり経審切れとなるためご注意ください。

○国税庁からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、国税の猶予制度の適用を受けた者に対しては、その猶予期限までに完納することが認められます。

なお、国税の猶予制度の適用がある場合は、納税証明書（その 1）の備考欄に猶予中である旨とその猶予期限が付記されます。